

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 大津市本堅田 複合商業施設 大津市本堅田五丁目1893番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 江若交通株式会社 大津市本堅田6丁目29番18号 代表取締役 安積正彦
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社キリン堂 9時から21時45分まで
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社クスのアオキ 9時から22時まで
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時15分まで
- 4 変更年月日 令和6年11月1日
- 5 変更の理由 小売業者の変更に伴い、閉店時間を22時に変更するため
- 6 届出年月日 令和6年9月30日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 令和6年10月18日から令和7年2月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和7年2月18日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号